

2022年度 医療福祉講座



身寄りのない人への支援 ～現状と課題・今後の展望について～

日本社会では、「家族や親族の支援がある」ことを前提に、病院や施設の役割発揮を行ってきた長い歴史がある。しかし近年、少子高齢化、未婚率・離婚率の増加に伴い、「身寄りがいない人」や、「家族や親類へ連絡がつかない状況にある人」「家族の支援が得られない人」が急増している。こうした方が急増したことで、病院や施設は対応困難な問題に直面し、非常に苦慮しながら患者・利用者の不利益にならないよう支援している。時に「身寄りがいないこと」を理由に医療や福祉の現場から排除される事例も散見されており、これは権利擁護の観点から倫理的に問題がある。

身寄りがいない人への支援は、組織的に対応する必要がある。そのためのガイドとして、厚生労働省は「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を発出している。

本研修は、身寄りがいない人への支援に関する問題を理解し、その解決のためのツールとしてのガイドライン等の知識の習得や、総務省が行った実態調査で見えてきた事例等を学ぶことにより、身寄りのない人への支援のあり方や組織的対応の検討に資することを目的とする。また、自組織内の対応のみでは解決できない課題について他業種多機関で共有し、課題解決に向けた展望について知見を得ることを目的とする。

日時 : 2023年3月19日(日) 10:00～16:30

開催方法 : オンライン会議室Zoom

内容

【第1部】10:00～12:00 オンデマンド講義

(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会 作成

「身元保証人問題研修(初級編)」動画視聴(事前視聴可能)

内容: 身元保証人問題に取り組む意義・医療同意・成年後見制度等



【第2部】13:00～13:40 リアルタイム講演

『身元保証人がいない人でも入院、入所できる病院、施設を考える

～総務省の実態調査から見えてきたこと～』

講師: 佐々木 光宏 氏 (総務省 関東管区行政評価局 評価監視部

第四評価監視官)

【第3部】13:50～16:30

シンポジウム「身寄りのない人への支援 ～現状と課題・今後の展望～」

シンポジスト

足田 勝 氏 (介護老人保健施設樹の丘 事務長兼北部エリアマネージャー
医療ソーシャルワーカー)

平川 恵理子 氏 (南足柄市社会福祉協議会 あんしんセンター
アンカーサポート事業担当)

佐野 晴美 氏 (JCHO 横浜中央病院 地域ケアサービスセンター
医療福祉相談室 医療ソーシャルワーカー)

定 員：先着100名（職種は問いません。医療福祉分野で働く方対象。）

申込方法：神奈川県医療ソーシャルワーカー協会ホームページ

※詳細は下記をご覧ください。

参加費：会員 **無料** 非会員 **5,000円**

※ 会員とは、主催・共催団体に所属する方を指します。

※ 職種は問いません。医療福祉分野で働いている方対象。

※ 参加費は、事前に指定の口座に振込みにてお支払いいただきます。

※ 返金はいかなる理由があっても対応いたしかねます。ご了承ください。

申込締切：2023年3月12日（日）

- 注意事項**：
- ※ 午前中の動画による研修の入室は9:30~です。動画は、研修開始日前に事前視聴可能です。準備が整い次第、申込者にメールでお知らせいたします。
 - ※ 動画を事前に視聴いただいた方は午後からご参加ください。その場合の入室は12:30~となります。
 - ※ Zoomを使用するため、安定した通信環境でご受講ください。
 - ※ Zoomの接続方法や操作方法は、Zoomサイト内の案内等をご確認ください。
 - ※ PCでの参加を推奨いたします（スマートフォンやタブレットでの参加を妨げることはありません）。
 - ※ 参加の際は、表示されるお名前を「氏名（所属機関名）」としてください。
 - ※ 研修中はビデオを「オン」に、発言される時以外音声は「ミュート」に設定してください。
 - ※ 本研修は、今後の研修事業に役立てることと事業報告の目的で録画いたします。ただし、参加者のみなさまが本研修を録画・録音・撮影することは固くお断りいたします。
 - ※ 配布資料の転用・転載は固く禁じます。

【申込方法】

当協会ホームページから申込ください。トップページにある「研修・交流会情報」から希望するものを選択してください。

神奈川県msw協会

🔍 検索

<https://www.msw-kana.jp>



- ※ お申込みは先着順で、定員に達し次第、受付を終了いたします。
- ※ お申込みいただいた方には、開催が近づきましたら招待メールをお送りします。
- ※ 招待メールが迷惑メールフォルダに振り分けられる場合があります。お問い合わせの前にご確認をお願いいたします。
- ※ お申込み後に参加できなくなった場合は、必ずご連絡ください。
- ※ 今後の研修情報は、ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

一般社団法人神奈川県医療ソーシャルワーカー協会

研修研究部担当理事

荒川 蘭（中央林間病院）

電話：046-204-5505

松田 幸久（横浜栄共済病院）

電話：045-891-2171

佐野 晴美（JCHO横浜中央病院）

電話：045-641-1921

2022年度 神奈川県医療ソーシャルワーカー協会 医療福祉講座

「身寄りのない人への支援～現状と課題・今後の展望について～」

参加申し込者：176名（実際の参加者は、Zoomのため正確な確認困難）

内訳

- ・神奈川県医療ソーシャルワーカー協会会員 62名
- ・日本医療ソーシャルワーカー協会会員 69名
- ・神奈川県病院協会会員 4名
- ・行政職員 20名（神奈川県庁2名、小田原市8名、逗子市1名、秦野市1名、厚木市1名、二宮町1名、藤沢市1名、横浜市2名、中区1名、港北区1名、綾瀬市1名）
- ・神奈川県社会福祉士会会員 1名
- ・社会福祉協議会 5名（藤沢2名、綾瀬1名、逗子1名）
- ・地域包括支援センター 4名（相模原1名、海老名1名、横浜市神奈川区1名、八千代1名）
- ・非会員 10名

身元保証人がいない人でも入院、入所できる病院、施設を考える

～総務省の実態調査から見てきたこと～

令和5年3月19日

総務省 関東管区行政評価
第4評価監視官 佐々木光宏

高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機）

－入院、入所の支援事例を中心として－

どんな調査？

- 「身元保証人がいないことを理由に入院を断られた」等の行政相談を契機として、身寄りのない高齢者の病院への入院や、介護保険施設への入所の際の身元保証人の取扱いの実態調査を実施
- 調査の結果、病院・施設が身寄りのない高齢者の受入れに関して困っていることや、受入れに当たっての具体的な取組の実態を把握
- 調査の結果を、「結果報告書」、「事例集」、「意見要望集」にまとめ、市区町村、関係機関等、調査した病院・施設等に参考送付

結果報告書、事例集及び意見要望集は、
関東管区行政評価局のホームページに掲載しています。
<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanto08.html>



2. 国の制度、法令

医師法、厚生労働省令により、制度上、身元保証人がいないことを理由に入院・入所を拒むことはできない

<医師法（昭和23年法律第201号）>

診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。（第19条第1項）

<介護施設に関する基準>

「指定介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「指定介護療養型医療施設」及び「介護医療院」のそれぞれについて、「正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。」とする厚生労働省令あり（人員、設備及び運営に関する基準）

3

3. 厚生労働省の取組

- ① 身元保証人がいないことだけで入院・入所を拒否することがないように通知を発出（平成30年度）
- ② 身寄りがいない人の入院支援のためのガイドラインを作成（令和元年度）

「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の概要

- 医療機関が身元保証人に求める主な機能・役割を6項目に分類。身寄りのない人への具体的な対応策を項目ごとに提示

〔主な機能・役割（6項目）〕

- ① 緊急の連絡先に関すること
 - ② 入院計画書に関すること
 - ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
 - ④ 入院費等に関すること
 - ⑤ 退院支援に関すること
 - ⑥ （死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること
- 具体的な対応策の例（上記の①）
 - ・ 本人から親族や友人知人の有無等を確認、本人の意向を確認の上、緊急連絡先となれる人がいるかを確認、求める役割を説明し、協力を仰ぐ。
 - ・ 該当する人が全くない場合は、市町村又は地域包括支援センターに相談

（注）厚生労働省「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年度）から抜粋
詳しくは、厚生労働省のホームページ参照（URL）<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

4

4. 当局の行政相談窓口寄せられた声

<行政相談の例>

- 身元保証人がいないことを理由に入院を拒否された。
- 母親の入院手続で連帯保証人と身元保証人の2名を求められたが、自分以外に保証人になれる人が見つからない。

<行政相談委員からの意見>

- 最近、高齢者の方から、身元保証人がおらず困っているとの相談を受けた。高齢者の身元保証人の確保について、公的支援制度の創設などを検討してほしい。

⇒ 依然として、「身元保証人がいなくて困っている」などの相談あり



高齢者本人はもちろん、病院・施設も困っているのではないかと…？

調査の実施へ

5

調査の概要

病院・施設における身元保証の実態や、身寄りのない高齢者に関する取組事例や課題を把握、関係行政の改善につなげることを目的に実施

<調査対象>

地方公共団体（埼玉県、東京都、神奈川県、10市区町村）
医療機関（国立大学法人、独立行政法人、公的病院及び民間病院）
介護保険施設
関係団体（県・市区町村社会福祉協議会、有料老人ホーム）

<調査実施期間> 令和3年10月～4年3月

<調査実施部局> 関東管区行政評価局、東京・神奈川行政評価事務所

<調査方法>

①病院・施設に対する意識等調査（アンケート調査）、②病院・施設・行政機関等へのヒアリング調査

〔本調査で使用している用語〕

「身元保証人」 保証人、身元保証人、身元引受人、連帯保証人など名称のいかんを問わず、病院・施設で慣習的に用いられている「身元保証人」を指す。

「身寄りのない高齢者」 家族や親族の有無を問わず、様々な事情により入院・入所の際に身元保証人が立てられない高齢者を指す。

6